

平成 18 年 5 月 22 日

各 位

大阪府守口市橋波東之町二丁目 5 番 9 号  
株式会社 エスティック  
代表取締役社長 鈴木 弘  
(コード番号：6161 東証マザーズ)  
問合わせ先：取締役管理部長 伊勢嶋 勇  
電話番号：06(6993)8855

「定款一部変更に関するお知らせ」の変更について

平成 18 年 5 月 15 日付で発表いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」について、内容の一部に変更がありましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更理由

平成 18 年 5 月 15 日付の取締役会において決議した「定款一部変更の件」(第 13 回定時株主総会に付議)の一部に、当社と会計監査人との間で責任限定契約の締結を可能とする定款変更案が含まれておりました。

当該変更案は、会計監査人がその職務の遂行にあたり、期待された役割を十分に発揮できることを趣旨として新設いたしました。現在の社会情勢等を鑑みると時期尚早であるとして、平成 18 年 5 月 22 日付の取締役会において当該変更案の削除とそれに伴う条数の訂正を決議いたしました。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

変更前	変更後
( <u>会計監査人の責任免除</u> ) 第45条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める額とする。</u>	(削除)
第46条～第49条	第45条～第48条 (条数の変更)